

【学校教育法施行規則】

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

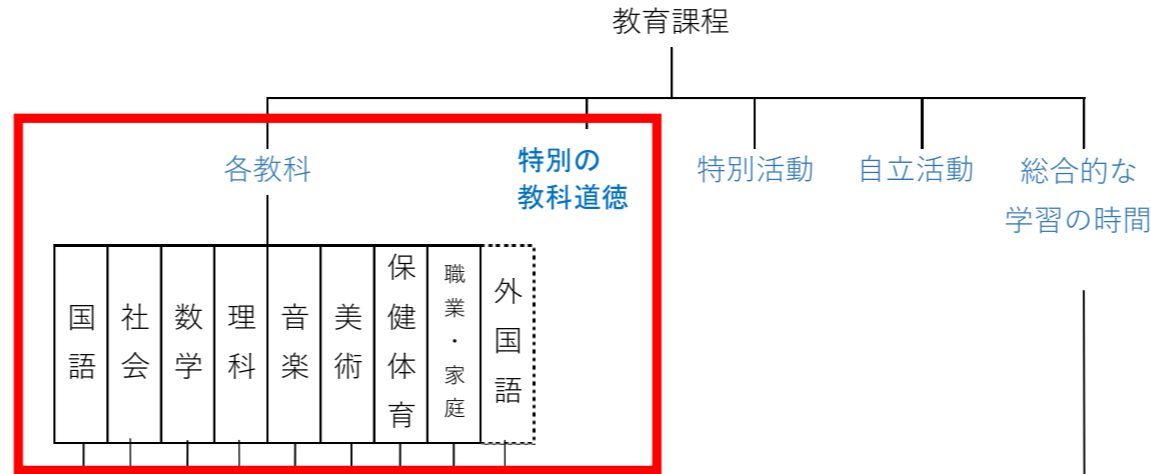
2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

【学校教育法施行規則】

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

【指導内容】

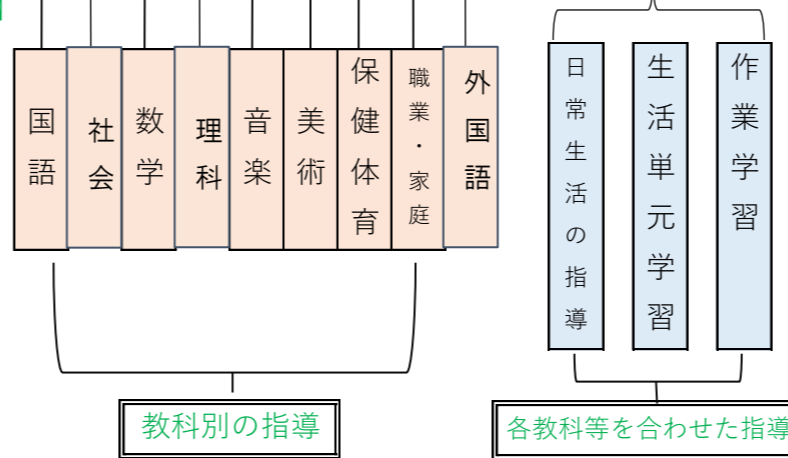


《あおば支援学校の教育課程（中学部）について》

【教育課程編成の方針】

- ①各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動、外国語科によって編成する。
- ②学習指導要領各教科の段階に示す内容を基に、中学部3年間を見通して編成する。
- ③教科別の指導、各教科等を合わせた指導においては、年間を通して具体的に指導内容を設定し、授業時数を適切に定める。
- ④生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮する。
- ⑤生徒の発達段階を考慮し、学部間の円滑な接続をめざす。
- ⑥進路選択、卒業後の自立した生活を見据え、各教科等を合わせた指導に作業学習を取り入れて編成する。

【指導形態】



【時間割】

月	火	水	木	金
【日常生活の指導】朝の会				
【国語】/【数学】/【理科】/【社会】/【外国語】				【自立活動】
【特活】	【日常生活の指導】朝の運動			【美術】/【職業・家庭】
【生活単元学習】/ 【作業学習】/ 【総合的な学習の時間】			【保健体育】	
【日常生活の指導】給食・昼休み・掃除				
【国語】/【数学】/【音楽】				
【日常生活の指導】帰りの活動・帰りの会				

総合的な学習の時間